



前条ニ該当セザル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

**第三十一条** 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

**第三十二条** 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第三十三条** 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス

**第三十四条** 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公権ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

**第三十五条** 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス

六年未満ノ懲役ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス

六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス

**第三十六条** 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公権ヲ停止セラレタルモノト看做ス

**第三十七条** 他ノ法律中旧刑法第三十一条又ハ第三十三条ノ規定アル為メ人ノ資格ニ関シ別段ノ規定ヲ設ケザリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一条及ヒ第三十三条ノ規定ハ人ノ資格ニ関シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

**第五十三条** 刑法第五十二条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

**第五十四条** 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコトヲ得

**第五十五条** 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得

**第五十六条** 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

**第五十七条** 第五十三条及ヒ前条ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

**第五十八条** 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶予ノ期間ヲ經過セザル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

**第五十九条** 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス

**第六十条** 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

**第六十一条** 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコトヲ得

附則 本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治四二年三月八日法律第四号) 抄  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四三年四月一三日法律第五号) 抄  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一五号) 抄  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一七号) 抄  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正一二年四月二五日法律第七号) 抄  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一日法律第四七号) 抄  
本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年八月一四日法律第七二号) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月二六日法律第六一号) 抄  
第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日